

「札幌市いじめの防止等のための基本的な方針」の主な改定点

□ 主な改定点

○いじめの認知

- ・国の旧基本方針では「けんか」がいじめの定義から除かれるため、けんかに係る記述を改正
- ・認知件数が0件の学校については、児童生徒の状況や、アンケート結果等をより丁寧にみとるなどにより、いじめの認知もれを防止

○学校いじめ防止基本方針

- ・学校評価において、学校におけるいじめ防止等のための取組状況を評価項目に位置付けるなど、取組の達成状況を把握し改善
- ・いじめに向かわない態度の育成に向け、児童生徒の主体的な取組を例示

○学校のいじめ対策組織・いじめの情報共有

- ・いじめ防止対策推進法の規定に基づき、教職員がいじめの情報を学校内で情報共有する必要があることを明記
- ・学校いじめ防止対策組織の構成員として、必要に応じ外部専門家が参加
- ・いじめがおきにくい・いじめを許さない環境づくりに向け、学校いじめ防止対策組織の存在及び活動内容を児童生徒・保護者に周知

○いじめの未然防止・早期発見

- ・道徳教育の充実について明記
- ・学校として特に配慮が必要な児童生徒についての対応を明記
- ・全学校で取り組む「悩みやいじめに関するアンケート調査」の他に、学校独自アンケートを実施することを明記

○いじめへの対処

- ・いじめが安易に「解消」とされ、対応がなされていないとの全国的な現状（いじめ認知件数全体の約89%が「解消」とされている）を受け、いじめの「解消」の定義を詳細に規定